

○液化石油ガス保安規則第93条の2、第96条（特定消費設備に係る事故に限る。）並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第131条第2項の運用について（平成18・12・27原院第5号）新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。）

改正後（新通達）	改正前（旧通達）
<p>[略]</p> <p>1. 液石則第93条の2及び第96条に規定する事故報告及び事故届の取扱については、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3)その他</p> <p>① 液石則第93条の2の規定に基づき液化石油ガス販売事業者が当省に対して行う事故報告の期限等について</p> <p>本報告は、事故の発生及び当該事故に係る情報を直ちに当省に報告することにより、人的被害や物損被害が少ない場合でも、全国的な同様の事例調査や一般消費者等に対する注意喚起等の対応を速やかに行う必要性を判断することを主目的としているものであることから、報告事項のうち不明な点がある場合には「不明」である点を明確にした上で、直ちに報告を行うこと。</p> <p>なお、当初報告時点において「不明」と報告した事項については、本報告の趣旨にかんがみ、新しい情報が入り次第、追加報告をすること。</p> <p>追加報告の実施期間は、<u>都道府県知事又は指定都市の長</u>が当省に事故詳細を提出するまでの期間である「事故発生の日から10日」とし、その時点において、なお不明な場合においては、<u>都道府県知事又は指定都市の長</u>が液石則第96条の2の規定により作成する事故報告に必要な調査への対応として、<u>都道府県知事又は指定都市の長</u>に対し回答又は追加報告すること。</p> <p>② 液石則第96条の規定に基づき液化石油ガス販売事業者が<u>都道府県又は指定都市</u>に対して行う事故届の提出期限等について</p> <p>本届は、事故の発生及び当該事故に係る情報を遅滞なく<u>都道府県知事又は指定都市の長</u>に提出することにより、二次災害の防止、当該事故原因の究明・再発防止等を図ることを主目的として実施する</p>	<p>[略]</p> <p>1. 液石則第93条の2及び第96条に規定する事故報告及び事故届の取扱については、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3)その他</p> <p>① 液石則第93条の2の規定に基づき液化石油ガス販売事業者が当省に対して行う事故報告の期限等について</p> <p>本報告は、事故の発生及び当該事故に係る情報を直ちに当省に報告することにより、人的被害や物損被害が少ない場合でも、全国的な同様の事例調査や一般消費者等に対する注意喚起等の対応を速やかに行う必要性を判断することを主目的としているものであることから、報告事項のうち不明な点がある場合には「不明」である点を明確にした上で、直ちに報告を行うこと。</p> <p>なお、当初報告時点において「不明」と報告した事項については、本報告の趣旨にかんがみ、新しい情報が入り次第、追加報告をすること。</p> <p>追加報告の実施期間は、<u>都道府県知事</u>が当省に事故詳細を提出するまでの期間である「事故発生の日から10日」とし、その時点において、なお不明な場合においては、<u>都道府県知事</u>が液石則第96条の2の規定により作成する事故報告に必要な調査への対応として、<u>都道府県知事</u>に対し回答又は追加報告すること。</p> <p>② 液石則第96条の規定に基づき液化石油ガス販売事業者が<u>都道府県</u>に対して行う事故届の提出期限等について</p> <p>本届は、事故の発生及び当該事故に係る情報を遅滞なく<u>都道府県知事</u>に提出することにより、二次災害の防止、当該事故原因の究明・再発防止等を図ることを主目的として実施するものであり、本</p>

ものであり、本届を受けた都道府県又は指定都市に対して、事故の発生後一定期間が経過した後に当省宛の事故詳報の提出を求めているものである。

このため、本届の当初提出時点において報告事項のうち不明な点がある場合には「不明」と記載の上、遅滞なく都道府県又は指定都市宛提出を行うことはやむを得ないと考えるが、本報告の趣旨にかんがみ、都道府県知事又は指定都市の長が液石則第96条の2の規定により作成する事故報告に必要な調査への対応として、都道府県知事又は指定都市の長に対し回答又は追加報告すること。

2. [略]

[削除]

(別表1)

産業保安監督部	管轄の都道府県又は指定都市 (事故発生の都道府県又は指定都市)	事故発生時の報告先
北海道産業保安監督部	北海道、札幌市	北海道産業保安監督部 保安課
関東東北産業保安監督部	青森県、岩手県、宮城県、仙台市、秋田県、山形県、福島県	関東東北産業保安監督部東北支部 保安課
	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、さいたま市、千葉県、千葉市、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、新潟県、新潟市、	関東東北産業保安監督部 保安課

届を受けた都道府県に対して、事故の発生後一定期間が経過した後に当省宛の事故詳報の提出を求めているものである。

このため、本届の当初提出時点において報告事項のうち不明な点がある場合には「不明」と記載の上、遅滞なく都道府県宛提出を行うことはやむを得ないと考えるが、本報告の趣旨にかんがみ、都道府県知事が液石則第96条の2の規定により作成する事故報告に必要な調査への対応として、都道府県知事に対し回答又は追加報告すること。

2. [略]

3. 適用時期について

本運用のうち、1. に記載の事項については、平成19年1月1日以降に行う事故報告及び事故届に適用し、2. に記載の事項については、平成19年4月1日以降に行う供給開始時調査及び定期消費設備調査に係る帳簿への記載に適用する。

(別表1)

産業保安監督部	管轄の都道府県 (事故発生の都道府県)	事故発生時の報告先
北海道産業保安監督部	北海道	北海道産業保安監督部 保安課
関東東北産業保安監督部	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	関東東北産業保安監督部東北支部 保安課
	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、千葉市、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県	関東東北産業保安監督部 保安課

	山梨県、長野県、 <u>静岡県</u> 、 <u>静岡市</u> 、 <u>浜松市</u>				
中部近畿産業保安監督部	富山県、石川県、岐阜県、 <u>愛知県</u> 、 <u>名古屋市</u> 、三重県	中部近畿産業保安監督部 保安課	中部近畿産業保安監督部	富山県、石川県、岐阜県、 <u>愛知県</u> 、三重県	中部近畿産業保安監督部 保安課
	<u>福井県</u> 、 <u>滋賀県</u> 、 <u>京都府</u> 、 <u>京都市</u> 、 <u>大阪府</u> 、 <u>大阪市</u> 、 <u>堺市</u> 、 <u>兵庫県</u> 、 <u>神戸市</u> 、 <u>奈良県</u> 、 <u>和歌山県</u>	中部近畿産業保安監督部近畿支部 保安課		<u>福井県</u> 、 <u>滋賀県</u> 、 <u>京都府</u> 、 <u>大阪府</u> 、 <u>兵庫県</u> 、 <u>奈良県</u> 、 <u>和歌山県</u>	中部近畿産業保安監督部近畿支部 保安課
中国四国産業保安監督部	<u>鳥取県</u> 、 <u>島根県</u> 、 <u>岡山県</u> 、 <u>岡山市</u> 、 <u>広島県</u> 、 <u>広島市</u> 、 <u>山口県</u>	中国四国産業保安監督部 保安課	中国四国産業保安監督部	<u>鳥取県</u> 、 <u>島根県</u> 、 <u>岡山県</u> 、 <u>広島県</u> 、 <u>山口県</u>	中国四国産業保安監督部 保安課
	<u>徳島県</u> 、 <u>香川県</u> 、 <u>愛媛県</u> 、 <u>高知県</u>	中国四国産業保安監督部四国支部 保安課		<u>徳島県</u> 、 <u>香川県</u> 、 <u>愛媛県</u> 、 <u>高知県</u>	中国四国産業保安監督部四国支部 保安課
九州産業保安監督部	<u>福岡県</u> 、 <u>北九州市</u> 、 <u>福岡市</u> 、 <u>佐賀県</u> 、 <u>長崎県</u> 、 <u>熊本県</u> 、 <u>熊本市</u> 、 <u>大分県</u> 、 <u>宮崎県</u> 、 <u>鹿児島県</u>	九州産業保安監督部 保安課	九州産業保安監督部	<u>福岡県</u> 、 <u>佐賀県</u> 、 <u>長崎県</u> 、 <u>熊本県</u> 、 <u>大分県</u> 、 <u>宮崎県</u> 、 <u>鹿児島県</u>	九州産業保安監督部 保安課
那覇産業保安監督事務所	沖縄県	那覇産業保安監督事務所 保安監督課	那覇産業保安監督事務所	沖縄県	那覇産業保安監督事務所 保安監督課
[略]			[略]		